

# 塚原藤山地区及び鰐瀬陳内地区農業集落排水処理施設維持管理業務委託 一般仕様書

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本仕様書は、熊本市（以下「委託者」という。）と受託者が契約を締結する塚原藤山地区及び鰐瀬陳内地区農業集落排水処理施設（以下「農業集落排水処理施設」という。）及び中継ポンプ場の包括的な運転管理業務委託にあたり、農業集落排水処理施設の適正な運転、一定の性能の確保及び効果的かつ経済的な運転管理を行うために、受託者が行うべき業務（以下「業務」という。）について必要な事項を定めるものである。ただし、特に定める事項については、塚原藤山地区及び鰐瀬陳内地区農業集落排水処理施設維持管理業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に明記する。

### (業務の履行)

第2条 受託者は、農業集落排水処理施設及び中継ポンプ場の機能が十分発揮できるよう、本仕様書、特記仕様書、契約書、その他関係書類（以下「契約図書」という。）等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

2 受託者は、業務の履行にあたっては、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、浄化槽法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法、電気事業法、酸素欠乏症等防止規則、消防法その他関係法令、規則、基準及び関連通達を遵守しなければならない。

### (履行期間)

第3条 令和8年（2026年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までとする。

### (業務の対象施設)

第4条 受託者が実施する業務の対象施設は、次のとおりとする。

- (1) 城南町塚原藤山地区農業集落排水処理施設 熊本市南区城南町塚原地内  
城南町鰐瀬陳内地区農業集落排水処理施設 熊本市南区城南町陳内地内  
別紙位置図のとおり
- (2) 中継ポンプ場（塚原藤山地区及鰐瀬陳内地区管内23か所）  
別紙位置図のとおり

### (業務の範囲)

第5条 本業務の委託範囲は、特記仕様書に掲げる施設及び業務の範囲とする。

### (業務の内容)

第6条 受託者が行う業務の内容は、次のとおりとするが、詳細は特記仕様書による。

- (1) 農業集落排水処理施設の運転に関する業務
- (2) 農業集落排水処理施設の保守点検及び小規模修繕に関する業務
- (3) 水質分析に関する業務（法定検査を除く。）
- (4) 中継ポンプ場の運転管理に関する業務
- (5) 中継ポンプ場の保守点検及び小規模修繕に関する業務
- (6) 農業集落排水処理施設の法定点検業務の立会
- (7) 農業集落排水処理施設の運転管理に必要な資材の調達及び管理
- (8) 農業集落排水処理施設の環境整備業務
- (9) 農業集落排水処理施設及び中継ポンプ場の廃棄物搬出・処分業務

(10) その他業務

(業務管理)

第7条 受託者は、善良なる管理者の責任をもって業務を履行しなければならない。

- 2 受託者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに委託者に連絡すること。
- 3 受託者は、農業集落排水処理施設及び中継ポンプ場の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、農業集落排水処理施設及び中継ポンプ場の運転に精通するとともに、業務の履行は常に問題意識を持ってこれにあたり、施設の予防保全に努めること。
- 4 受託者は、豪雨、台風、地震その他の天災及び処理機能に重大な支障が生じた場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備しておくこと。

(有資格者等の配置)

第8条 受託者は、業務の履行に必要な次に掲げる有資格者等を配置すること。

- (1) 凈化槽管理士資格および浄化槽技術管理者資格保有者
- (2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

(業務実行計画)

第9条 受託者は、運転管理方法について、業務実行計画書を作成し委託者に提出すること。

- 2 業務実行計画書は、次の事項について記載するものとする。
  - (1) 業務概要に関すること。
  - (2) 現場組織に関すること。
  - (3) 緊急連絡体制に関すること。
  - (4) 業務の計画に関すること。
  - (5) 業務の方法に関すること。
  - (6) 安全衛生管理に関すること。
  - (7) 各種報告書の様式
  - (8) その他の必要事項

(技術管理者の選任及び職務)

第10条 受託者は、浄化槽法で定められた法定資格者の中から業務の技術管理者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて委託者に通知する。技術管理者を変更したときも同様とする。

- 2 技術管理者の職務は、次のとおりとする。
  - (1) 業務の最高責任者として、業務従事者の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。
  - (2) 契約書、本仕様書、特記仕様書、完成図書その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握することにより、業務の適性かつ円滑な遂行を図ること。
  - (3) 常に状況を的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制の確保に努めること。
  - (4) 業務の履行にあたっては、監督員との連絡を密にし、必要があれば協議を行うこと。

(提出書類)

第11条 受託者が、委託者に提出すべき書類は次のとおりとし、提出部数は各2部とする。

- (1) 契約締結後遅滞なく提出する書類

着手届

技術管理者選任届

業務実行計画書 一式

その他必要と認める書類

(2) 毎月提出する書類

月間業務報告書 一式  
月間業務完了届 一式

(3) 契約期間完了時に提出する書類

年間業務報告書 一式

## 第2章 安全管理

(法令等の遵守)

第12条 受託者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、電気事業法、クレーン等安全規則、酸素欠乏症等防止規則、その他災害防止関係法令及び公害関係法令の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。

(安全管理)

第13条 受託者は業務の実施にあたり、安全に関する基準等を定め、安全の確保に十分留意すること。

2 事故の防止を図るため、安全管理については業務実行計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。

(安全教育)

第14条 受託者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、業務従事者の安全意識の向上を図ること。

2 受託者は、業務に従事する者に対して、事故、その他災害が発生した場合の処置について、実地指導、訓練を行うこと。  
3 受託者は、労働省令で定める酸素欠乏等危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

(労働災害の防止)

第15条 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は、常時点検して、業務に従事する者の安全を図ること。

2 マンホール、管渠内などに出入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気や有毒ガスなどの有無を作業開始前と作業中は常時調査し、換気等の事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。

なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

3 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置をとること。  
4 クレーン等の取り扱いにあたっては、必ず有資格者を当てる。また、作業開始前の点検を必ず行うこと。  
5 道路上に設置されている中継ポンプ場の保守点検時には、交通に支障がないようにするとともに、作業者及び歩行者の安全を確保すること。

(その他の安全管理)

第16条 作業中は、必ず作業着、ヘルメット及び安全靴を着用すること。

2 万一、事故が発生した場合には、緊急連絡体制に従い、直ちに熊本市担当部署に連絡するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。  
3 前項の連絡後、受託者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面によ

り直ちに委託者に届けること。

### 第3章 業務要領

#### (流入水の条件)

第17条 流入水の監視及び排出事業者の監督は委託者の責任とし、流入水量及び水質の監視に必要な業務又は設備の導入等は委託者が行うものとする。

#### (異常時、緊急時の措置)

第18条 施設の運転操作及び監視中において、異常を発見した場合は必要な対応、応急処置を実施するとともに、委託者に報告し、必要があれば協議を行うこと。

- 2 緊急事態が発生した場合には、速やかに委託者へ連絡するとともに、あらかじめ定めた非常配備体制に従い、早急に業務従事者を所定の場所に配備し、その対応にあたること。
- 3 大雨、台風等の自然災害により、異常事態が生じると予想される場合は、出動態勢を整え、対処すること。
- 4 受託者は、災害時に二次災害のおそれがある場合は、適切な措置を講じ災害を未然に防止すること。

#### (設備管理台帳の整備)

第19条 受託者は、委託者が発注した工事、業務委託、保守点検等を除き、受託者自ら（外部委託含む。）が修繕、保守点検、保守補修工事等を行った場合、措置後速やかに委託者へ報告すること。また、設備管理台帳を作成し、保全履歴の情報を保管すること。

- 2 設備機器の情報は、常に最新のものとすること。

#### (業務の記録)

第20条 受託者は、業務ごとに施設の運転状況、設備機器の状態、保守点検結果、法定点検結果、水質試験結果、環境整備の状況等を報告書に記録しておくこと。

#### (業務記録等の整備)

第21条 受託者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、委託者が提出を求めた場合は、受託者の機密に関する事項を除き、速やかに提出すること。

#### (完了検査)

第22条 完了検査については、業務完了届が提出された日以降に受託者の立ち会いのもとで委託者が定めた検査員が実施する。検査は月間及び契約終了時の業務完了報告書の内容等について、照合、確認を行うものとする。

#### (効率的な運転管理)

第23条 受託者は、施設の運転状況等を常に把握するとともに、計画的な施設の運転によるエネルギーの削減、効率的な業務の実施等により、運転管理に係る経費の軽減に努めること。

#### (盗難、火災等の防止)

第24条 受託者は、各施設における機器、備品等の盗難の防止、火災の防止及び関係者以外の侵入者の防止に努めなければならない。

- 2 火災の防止にあたっては、施設ごとに火元責任者を選び、火気の正確な取り扱い及び火の後始末を徹底させ、消火訓練等により防火意識の高揚を図ること。

## 第4章 その他の規定

## (完成図書、器具等)

- 第25条 業務履行上必要とする完成図書、図面、特殊工具等は委託者が貸与する。
- 2 点検整備及び簡易な補修に使用する工具類、測定器具、安全対策器具類については受託者の負担とする。
  - 3 受託者は、貸与品については台帳を作成し、その保管状況を常に把握し、破損、盗難、紛失等があった場合は、受託者がこれを弁償する。

## (経費の負担)

- 第26条 受託者が業務履行上負担する経費は、受託者自らが業務の実施に係る直接的な事務費、業務の維持及び管理に必要な経費とし、特記仕様書第6条で定めるものとする。
- 2 委託者は、前項に掲げる費用以外を負担する。

## (損害賠償及び補償)

- 第27条 契約期間中に生じた運転管理上の不備、誤操作等に起因する機器等の損傷、故障又は発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）等は受託者の負担において速やかに補修、改善又は取替、必要に応じた損害賠償等を行うこと。ただし、設計、施工、材質及び構造上の欠陥並びに受託者以外の者による運転管理上の不備、過失及び天災事変、不測の事故及び委託者の責に帰すると認めた場合は委託者の負担とする。

## (施設機能及び業務履行状況の確認)

- 第28条 委託者（第三者機関に依頼することを含む。）は、農業集落排水処理施設及び中継ポンプ場の定期的な機能確認を行い、経年劣化の度合い、異常の有無を確認し、その内容を受託者に提示するものとする。
- 2 委託者（第三者機関に依頼することを含む。）は、本業務に関して受託者が契約事項に基づき適正に業務を履行しているか否かを把握するため、定期的に業務履行状況の確認を行うものとする。
  - 3 第1項の機能確認の結果、施設、設備等に業務に起因し経年劣化の程度を超えた劣化、破損等が認められときは、委託者は施設機能の回復を要求するものとし、回復に係る費用は受託者が負担するものとする。
  - 4 第2項に掲げる業務履行状況の確認の結果、受託者が実施する業務において不適切な内容があった場合には、委託者は受託者に対して業務改善要求を行うものとする。
  - 5 委託者又は委託者が依頼した第三者機関が、施設機能及び業務履行状況の確認の実施にあたり、受託者に対して関係資料等の提出を求めた場合には、その指示に従うものとする。

## (工事・調査等への協力)

- 第29条 受託者は、委託者が実施する工事・調査等が円滑に進められるように協力しなければならない。工事・調査等に伴う機器の停止、試運転等について、立会による操作を行うこと。また、必要に応じ、清掃を含む準備作業を実施すること。

## (雑則)

- 第30条 本仕様書、特記仕様書に明記されてない事項であっても、運転管理上当然必要とされる業務は、良識ある判断に基づき行わなければならない。
- 2 受託者は、委託者が農業集落排水処理施設及び中継ポンプ場の運転等に係る資料の提出を要した場合は、速やかにこれに応じること。

## (準拠すべき図書)

第31条 本業務の実施にあたっては、次に掲げる最新版の図書に準拠して行うものとする。

農業集落排水処理施設維持管理マニュアル：平成9年度日本農業集落排水協会仕様-OD型編  
下水道施設維持管理積算要領 処理場・ポンプ場施設編：2020年版 公益社団法人 日本下水道協会

## 塚原藤山地区及び鰐瀬陳内地区農業集落排水処理施設維持管理業務委託 特記仕様書

### (業務の範囲)

第1条 熊本市(以下「委託者」という。)が、受託者に委託する業務の範囲は、農業集落排水処理施設及び中継ポンプ場とする。

### (業務対象設備)

第2条 受託者が行う運転管理業務は、前条の施設における別表1に掲げる設備、機器について実施する。

### (業務の内容)

第3条 塚原藤山地区及び鰐瀬陳内地区農業集落排水処理施設維持管理業務委託一般仕様書第6条において受託者が実施すべき業務は、次のとおりとする。

#### (1) 農業集落排水処理施設の運転に関する業務

- ア 運転計画の策定
- イ 水処理施設の運転操作監視の実施
- ウ 汚泥処理施設の運転操作監視の実施
- エ 汚泥搬出時の立会い及び機器操作
- オ 運転データの記録(日報、月報、年報)及び報告
- カ 異常時、緊急時の対応
- キ 委託者が別途発注する工事(委託)に対する対応

#### (2) 農業集落排水処理施設の保守点検及び小規模修繕に関する業務

- ア 保守点検計画、要領の策定
- イ 保守点検の実施
- ウ 保守点検における記録、報告
- エ 設備機器の定期的な清掃、補修塗装の実施
- オ 小規模修繕の実施並びに材料及び部品の調達
- カ 故障修理等における記録、報告

#### (3) 水質分析に関する業務(別表2)

- ア 日常試験(毎日実施、平日のみ)
- イ 精密試験(1回/月、別途委託)におけるデータ整理
- ウ 水質汚濁防止法に基づく全項目試験(1回/年、別途委託)におけるデータの記録
- エ 净化槽法11条に基づく水質検査(1回/年、净化槽協会により実施)における立会
- オ データの整理(日報、月報、年報)及び報告
- カ 法定検査採水時の立会い

#### (4) 中継ポンプ場の運転管理に関する業務

- ア 運転管理計画の策定
- イ 運転管理の実施(巡回管理)
- ウ 運転データの記録、報告
- エ 異常時、緊急時の対応
- オ その他(工事等)の対応

#### (5) 中継ポンプ場の保守点検及び小規模修繕に関する業務

- ア 保守点検計画の策定
- イ 保守点検における記録、報告

ウ 軽易な補修塗装

エ 小規模修繕の実施並びに材料及び部品の調達

オ 故障修理等における記録、報告

カ ポンプ井の清掃

(6) 農業集落排水処理施設法定点検業務

ア 凈化槽法第11条の法令に基づく点検立会

(7) 農業集落排水処理施設の運転管理に必要な資材の調達及び管理

ア 潤滑油類(補充用及び交換用のオイル、グリース等)

(8) 農業集落排水処理施設の環境整備業務

ア 施設建物内の清掃、整理整頓

イ 敷地内の除草、清掃

(9) 農業集落排水処理施設及び中継ポンプ場の廃棄物搬出・処分業務

ア 沈砂、し渣の搬出・処分業務(処理手数料含む。)

(10) その他業務

事務業務

ア 帳票整理

イ 委託者との業務打ち合わせ、報告書作成

ウ 下水汚泥搬出に関する事務(排出事業者である委託者の補助として、委託者が別途委託する汚泥運搬業務におけるマニフェスト伝票の交付、受け取り及び集計を行う。)

可搬式発電機の設置

台風接近により停電が予想される場合は、次の台数の可搬式発電機を事前に手配し、停電に備え、暴風雨時等によりマンホールポンプ場が停電した場合は、可搬式発電機を設置し、流入下水の速やかな排除に努めること。

可搬式発電機 13kVA 1台

(施設概要)

第4条 施設概要

農業集落排水処理施設及び中継ポンプ場の施設概要は次のとおりとする。

<塚原藤山地区 農業集落排水処理施設>

区分	内 容
計画処理能力(全体)	446 m <sup>3</sup> /日
現有処理能力	446 m <sup>3</sup> /日
排除方式	分流式
処理方式	オキシデーションディッチ法
汚泥処理方式	濃縮汚泥のバキューム搬出 場外処分
放流先	浜戸川

<鰐瀬陳内地区 農業集落排水処理施設>

区分	内 容
計画処理能力(全体)	442.8 m <sup>3</sup> /日
現有処理能力	442.8 m <sup>3</sup> /日
排除方式	分流式

処理方式	オキシデーションディッチ法
汚泥処理方式	濃縮汚泥のバキューム搬出 場外処分
放流先	浜戸川

## &lt;中継ポンプ場&gt;

名 称	ポンプ		
	台数	出力 (kW)	揚水量 (m³/分/台)
八反田ポンプ場	2	3.7	0.93
豊田小学校ポンプ場	2	0.4	0.071
宮下ポンプ場	2	0.4	0.071
田中ポンプ場	2	0.4	0.071
原ポンプ場	2	0.75	0.071
西原ポンプ場	2	2.2	0.12
打添ポンプ場	2	3.7	0.12
塚原古墳ポンプ場	2	0.4	0.16
塚原古墳公園ポンプ場	1	0.4	0.159
陳内第3ポンプ場	2	0.75	0.265
陳内第4ポンプ場	2	1.5	0.45
陳内第1ポンプ場	2	0.75	0.265
陳内第2ポンプ場	2	2.2	0.265
陳内第5ポンプ場	2	0.4	0.15
陳内第6ポンプ場	2	3.7	0.834
鰐瀬第2ポンプ場	2	0.75	0.265
鰐瀬第1ポンプ場	2	3.7	0.666
鰐瀬第5ポンプ場	2	1.5	0.265
鰐瀬第3ポンプ場	2	2.2	0.531
鰐瀬第4ポンプ場	2	0.75	0.265
鰐瀬第6ポンプ場	2	1.5	0.265
鰐瀬第7ポンプ場	2	0.75	0.265
土鹿野ポンプ場	2	1.5	0.265

## (廃棄物搬出及び処分業務)

第5条 余剰汚泥及び廃棄物の搬出及び処分は、搬出計画に基づき業務を履行するものとするが、計画の策定にあたっては事前に委託者と協議すること。

受託者が行う搬出業務は、次のとおりとする。

- (1) 余剰汚泥は、東部浄化センターへ運搬すること。
- (2) し渣等の可燃物については、委託者が指定する東部環境工場へ運搬すること。
- (3) 沈砂については、委託者が指定する扇田環境センターへ運搬すること。

## (経費の負担)

第6条 仕様書第26条に定める受託者が負担すべき経費は、次のとおりとする。

- (1) 机、椅子、冷蔵庫、書棚、ロッカー、写真機、パソコン、プリンター、コピー機等の事務

備品。

- (2) 各種報告用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品。
- (3) ポット、食器棚、茶器、台所用品等の消耗品。
- (4) 各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク、保護眼鏡、空気呼吸器、硫化水素測定器、酸素濃度計等の安全保護具・機器。
- (5) 設備点検・修理及び調整に係る点検工具、振動計、テスター、絶縁抵抗計、写真機、懐中電灯等の工具・器具。ただし、特殊工具及び調整、交換及び整備に係る特殊部品で、委託者が支給するものは除く。
- (6) 水質分析に必要な試薬及び消耗品類。
- (7) 業務実施上必要となる車両及び車両維持に係る費用。
- (8) モップ、デッキブラシ、水切り等の清掃用具及び草刈り機等の機具。
- (9) 電話・FAXの設置工事費及び維持費。

2 業務上必要とする次の経費は、委託者の負担とする。

- (1) 光熱水費（電力、水道、ガス）
- (2) 特殊工具及び部品（一般汎用品以外の工具）
- (3) 施設管理に係る消耗品（蛍光灯、水銀灯等）

#### [別表1] 業務対象の主要設備

##### (1) 農業集落排水処理施設

沈砂池・スクリーン設備	1式
主ポンプ設備(中継・調整・放流)	1式
オキシデーションディッチ設備	1式
最終沈殿池設備	1式
消毒設備	1式
汚泥濃縮・貯留設備	1式
脱臭設備	1式
換気設備	1式
受変電・動力設備	1式
自家発電設備	1式
制御・計装用電源設備	1式
電線路設備	1式
計装設備	1式
その他付帯設備	1式

##### (2) 中継ポンプ場

ポンプ設備	1式
配管・弁類	1式
引込盤・現場操作盤	1式
その他付帯設備	1式

## 〔別表2〕水質分析に関する業務

凡例： 日常行う（毎日）

水 处 理 施 設				
採水箇所 項目	流入・分配槽	放流	O D 槽 (3系列)	備考
気温	( )			
水温				
透視度				
pH				
DO				
MLSS				
SV				

# 塚原藤山地区農業集落排水施設 位置図



# 鰐瀬陳内地区農業集落排水施設 位置図

